

介護予防訪問リハビリテーション利用約款
重要事項説明書
(介 護 保 険)

社会医療法人 昌林会
指定居宅サービス事業所 安来第一病院

指定居宅サービス事業所 安来第一病院 介護予防訪問リハビリテーション利用約款

(約款の目的)

第1条 指定居宅サービス事業所 安来第一病院（以下「当事業者」という。）は、要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、介護予防訪問リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が指定居宅サービス事業所 安来第一病院 介護予防訪問リハビリテーション利用同意書を当事業者に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業者を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当事業者に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく介護予防訪問リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当事業者及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、介護予防訪問リハビリテーション実施中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業者にお支払いいただきます。

(当事業者からの解除)

第4条 当事業者は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく介護予防訪問リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において非該当と認定された場合
- ② 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2ヵ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、介護予防訪問リハビリテーションサービスの提供での対応が困難と判断された場合
- ④ 利用者又は扶養者が、当事業者、当事業者の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、利用ができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当事業者に対し、本約款に基づく介護予防訪問リハビリテーションサービスの対価として、別紙の利用単位ごとの単位数をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当事業者は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月20日までに発行し、利用者及び扶養者は、連帯して、当事業者に対し、当該合計額を月末までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当事業者は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者が指定する送付先に対して、領収書を発行します。

(記録)

第6条 当事業者は、利用者の介護予防訪問リハビリテーションサービス提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

2 当事業者は、利用者が前項の記録の閲覧を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体拘束)

第7条 当事業所は、原則として身体の拘束は行いません。

(虐待防止のための措置)

第8条 当事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果を当事業所の職員に周知徹底を図ります。

2 当事業所において、当事業所の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

3 第8条に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(業務継続計画)

第9条 当事業所は、自然災害、感染症等の不測の事態が発生した場合に備えるために、利用者、および当事業所の職員の身体、生命の安全確保に加え、重要な事業を中断させない、また中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針・体制・手順を示した計画を策定しています。

(秘密の保持)

第10条 当事業者とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行なうこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な居宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 当事業所は、利用者に関する個人情報を「当院における患者様の個人情報利用目的」に定める以外に利用しません。ただし、これらの目的以外に利用する必要が生じた際には、改めて利用者から同意を得ることとします。
- 3 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第11条 当事業者は、介護予防訪問リハビリテーションを実施中に利用者の心身の状態が急変した場合、速やかに主治医に連絡します。

- 2 前項のほか、当事業者は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び扶養者は、当事業者の提供する介護予防訪問リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、当事業者、担当療法士等に申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 介護予防訪問リハビリテーションの提供に伴って当事業者の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業者は利用者に対して、その損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業者が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当事業者に対して、その損額を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当事業者が誠意をもって協議して定めることとします。

〈別紙：重要事項説明書〉

指定居宅サービス事業所 安来第一病院のご案内
(介護予防訪問リハビリテーション)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 社会医療法人昌林会 安来第一病院
- ・開設年月日 昭和39年10月1日
- ・所在地 島根県安来市安来町899-1
- ・電話番号 (代)0854)22-3411 ・FAX番号 (0854)23-2729
- ・開設者名 理事長 杉原 建
- ・管理者名 院長 杉原 勉
- ・法令遵守責任者 院長 杉原 勉
- ・介護保険指定番号 3210210039号

2. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

3. 介護予防訪問リハビリテーションの概要

介護予防訪問リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当事業所をご利用いただき、利用者の心身の機能の維持回復を図るためサービスを提供いたします。このサービスを提供するにあたっては、利用者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような理念を掲げていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

[昌林会の理念]

生命の尊重と人間愛を基本とした、保険・医療・福祉にわたるサービスを提供し、地域社会に貢献する。

4. 事業所の職員体制

理学療法士 1名以上

5. 営業日及び営業時間

- ・営業日 月曜日～金曜日
- ・営業時間 8時30分～17時30分

6. 利用金額

※単位数×10円×利用者負担割合で計算したものが、利用者様にご負担いただく金額になります。

(1) 基本料金

①介護予防訪問リハビリテーション費 298単位（1回、20分につき）

※事業所（安来第一病院）と同一敷地内又は隣接する敷地内の集合住宅に居住する利用者の方については、上記単位数より10%減（少数点以下切り捨て）で計算されます。

※介護予防リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて予防介護訪問リハビリテーションを行う場合は1回につき5単位を所定単位数から減算
12か月超え 268単位

※定期的（概ね3か月）にリハビリテーション会議を開催しリハビリテーション計画の見直しを行っている場合は減算無し

その他の料金

②サービス提供体制強化加算（I） 6単位（1回につき）

③短期集中リハビリテーション加算

退院・退所日又は認定日から起算して3月以内 200単位（1日につき）

④退院時共同指導加算 600単位（初回のみ）

③④は必要に応じて加算される場合のみ、料金が発生します。

(2) 支払い方法

- ・毎月20日までに、前月分の請求書を発行しますので、月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、口座振替の3方法があります。

7. 福祉サービス第三者評価制度について

- ・当院は福祉サービス第三者評価制度導入に伴う評価制度実施については実施しておりません。

平成19年	3月	1日	より施行する
平成21年	4月	1日	一部改訂
平成24年	4月	1日	一部改訂
平成25年	4月	1日	一部改訂
平成26年	4月	1日	一部改訂
平成27年	4月	1日	一部改訂
平成27年	8月	1日	一部改訂
平成30年	4月	1日	一部改訂
令和元年	10月	1日	一部改訂
令和3年	4月	1日	一部改訂
令和5年	4月	1日	一部改訂
令和6年	6月	1日	一部改訂